

日本原燃株式会社経営層との意見交換会における主要な論点

令和5年4月14日
原子力規制庁

令和5年4月11日の原子力規制委員会において指示のあった、日本原燃株式会社経営層との意見交換会における主要な論点を以下のとおり整理した。

設工認申請関係

- 現在審査中の第2回設工認申請では多くの不備等が確認されているところだが、申請書の作成に当たっては、仕事の質や量、体制、経験、実績等を踏まえて、根拠ある実行可能な計画を策定し、その実施過程において状況を確認し、計画にフィードバックをかけるといったQMSが機能せず、申請提出期限だけが重要視され、結果、必要な確認がされないまま、申請がなされたのではないか。
- 既に設工認の審査対応現場では示された工程を達成できる状況にはなく、社長が自ら目標を達成できる具体的方策とその根拠を示さずに叱咤激励しても、期待通りに改善されず、むしろ鈍化するのではないか。
- この状況を打開できるのは、社長であり、まずは現場の実態を正確に把握し、必要な時間を与え、適切なプロジェクトマネジメントができるよう社長が責任を持って対応すべきではないか。

保障措置関係

- (組織横断的な再発防止対策を踏まえた報告書の再提出の必要性)
- 令和5年3月22日に日本原燃から提出のあった報告書については、別紙のとおり、原因分析及び再発防止対策に必要な検証並びにその記載が不十分であるため、報告書の再提出を求めるが、日本原燃としてしっかりと必要な検証を行い、対応していくべきではないか。
- (組織全体として保障措置業務の重要性に係る認識の必要性)
- また、日本原燃の再処理工場が我が国における保障措置上最も重要な施設の一つであり、国際約束に基づく保障措置を確実に履行するという保障措置の重要性に係る認識が、保障措置担当部署だけでなく組織全体に浸透していないのではないか。

日本原燃株式会社再処理工場査察機器監視対象区域における全消灯発生事象に係る報告に対する評価と今後の対応方針(令和5年4月11日 第2回原子力規制委員会)(抜粋)

3.2 原子力規制庁の評価

原子力規制庁は、令和5年3月22日の報告書により、原因分析及び再発防止対策に関する確認を行った。

その結果、以下についての検証及びその記載が不十分であることから、現時点において、原子力規制庁は、原因分析及び再発防止対策が適切であるかを判断することができない。

(1) 責任を有する部署、業務分担及び業務連携に係る記載が不明確

(原因分析について)

- ・ 報告書において、関係部署が「査察の観点から燃料供給セル内が全消灯してはならないと認識していた。」との記載があるが、日常管理、点検計画段階及び点検実施段階において、燃料供給セル内の電球の維持及び管理の責任を有する部署や業務分担が明確に示されていない。また、実際に全体を統括する責任部署を含む各部署がどこまで自らの役割を認識し、その役割を実施できていたのかに係る検証及びその記載が不明確であることから、原因分析の妥当性が判断できない。
- ・ 保安規定では前処理建屋の管理担当課長が前処理課長と記載されているが、2019年1月の組織改正により、「前処理課は、セル内照明の点検・補修のみを前処理機械課へ引き継ぐべきところを設備の管理まで引き渡したため、セル内照明の電球切れ状況を確認していなかった。」としており、何を根拠として設備の管理の引渡しが行われたとしているのか、当事者は引渡しが行われたという認識があったのか、またなぜ設備の管理まで引渡しが必要であったのかに関する理由が記載されていない。前処理課と前処理機械課が、設備の管理の引渡しの事実を認識し、引渡後の業務を実施できていたのかに係る検証及びその記載が不明確であることから、原因分析の妥当性が判断できない。
- ・ 本来あるべき責任所掌及び業務分担並びに部署間の連携を踏まえた上で、実際に各部署間でどこまで連携が実施できていたのか、また実施されていなかったのであればその原因はどこにあったのかについての分析が明確に示されていない。部署間の連携が適切に行われていなかったことの原因分析及びその記載が不明確であることから、原因分析の妥当性が判断できない。

(再発防止対策について)

- ・ 組織間の連携に係る問題の対策として、報告書において、「保障措置業務に関する組織間の連携を改善するため、各部署の役割を明確にし、朝会等で、保障措置に係る作業計画を共有し、必要な措置が取られていることを確認する」とされているが、各部署の役割を明確化する方法、朝会等の位置づけ、作業計画の共有に至るまでの

必要な措置の内容及びその措置の責任部署が示されていない。また、朝会だけでなく、日常管理、作業計画段階や実施段階において必要な措置が実施されていることをどの部署が最終的に責任をもって確認するのか、及び業務連携等に係る記載が示されていない。責任主体及び組織間の連携が改善できるとする根拠となる記載が不明確であることから、当該対策の有効性が判断できない。

(2) 人的資源管理に係る記載及び水平展開する設備の全体像に係る記載が欠如

(原因分析について)

- ・ 責任を有する部署、業務分担を踏まえて本来の業務を実施した場合に、事象発生当時に各部署で役割を全うするための必要な人的資源が確保されていたのか等、人的資源管理が適切であったのかに関する分析が示されていない。保障措置に関する人的資源管理が本事象の原因の一つとしてあったのかの検証及びその記載がないため、原因分析の妥当性が判断できない。

(再発防止対策について)

- ・ 報告書において、保障措置に必要な原燃の設備に対して同様の対策を行っていくとされているが、必要な設備が何であるか、またそれぞれの対策の実施時期やそのための人的資源管理が示されていない。このため、再発防止対策が適用される設備が妥当であるのか、及び水平展開を実施するに当たって必要な人的資源が確保されているのか検証及びその記載がないため、当該対策の有効性が判断できない。

(3) 再発防止対策の有効性を評価・分析し、改善していく記載が欠如

保障措置に必要な原燃の設備のリストの作成、セル内照明設備の管理基準の明文化、保障措置の要求を踏まえた点検周期と点検方法を明確にした点検計画の策定などの再発防止対策が記載されているが、再発防止対策の有効性を評価・分析し、改善していく取組の記載がない。